

都城広域定住自立圏共生ビジョン

概要版



平成23年3月4日

宮崎県都城市

目 次

1	都城広域定住自立圏構想の概要	1
2	取組の概要	1
3	都城広域定住自立圏の構成市町	2
4	これまでの取組と今後の取組について	2
5	「定住自立圏の形成に関する協定」における取組の内容	3
6	圏域の人口推移と定住自立圏構想の取組について	4
7	「生活機能の強化に係る政策分野（医療）」の課題と解決のための方向性	4
8	「結びつきとネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）」の課題と解決の方向性	5
9	「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」の課題と解決の方向性	5
10	都城広域定住自立圏の将来像	6
11	政策分野別の事業計画	8
11-1	都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系	8
11-2	生活機能の強化に係る政策分野の事業計画	10
11-3	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画	15
11-4	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	18

1 都城広域定住自立圏構想の概要

- 1 定住自立圏の名称
都城広域定住自立圏
- 2 圏域を構成する市町（構成市町の名称）
宮崎県 都城市、三股町
鹿児島県 曾於市、志布志市
- 3 定住自立圏共生ビジョンの名称
都城広域定住自立圏共生ビジョン
- 4 定住自立圏共生ビジョンの計画期間
平成 22 年度～平成 26 年度（毎年度所要の変更を行う）

2 取組の概要

定住自立圏構想は、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図る制度です。

都城市は総務省が平成 20 年 7 月～平成 20 年 8 月に行った先行実施団体の募集に応募して、平成 20 年 10 月に先行実施団体に選定されました。

都城広域定住自立圏構想では、人口の流出を食い止め、安心して暮らせる圏域を形成するため、三股町、曾於市、志布志市の 2 市 1 町と連携・協力して、緊急の対策が必要となる「広域救急医療体制の整備・充実」を主要テーマに掲げ、関連して圏域の医療ネットワーク化においても重要なインフラとなる「都城志布志道路の整備促進」等について取組を行っています。



3 都城広域定住自立圏の構成市町

中心市名	人口（人）	面積	昼夜間人口比率
都城市	約17万人	約653Km ²	107.6
関係市町名	人口（人）	面積	通勤通学割合 d=c/(a-b)
宮崎県北諸県郡三股町	約2万5千人	約110Km ²	0.60
鹿児島県曾於市	約4万1千人	約390Km ²	0.24
鹿児島県志布志市	約3万5千人	約290Km ²	0.02

4 これまでの取組と今後の取組について

平成21年4月22日の「都城市定住自立圏中心市宣言」を皮切りに取組を始め、平成21年10月6日の協定締結により3市1町で定住自立圏を形成し、平成22年3月3日に事業の実施計画となる定住自立圏共生ビジョンを策定しました。そして、平成22年4月から関連事業を実施しています。なお、定住自立圏共生ビジョンは、国の要綱で毎年度所要の見直しを行うことが義務付けられています。今後は関連事業の実施しながら、定住自立圏共生ビジョンの見直しを進めていきます。

取組の経過

平成20年10月	先行実施団体に選定
平成21年4月22日	「都城市定住自立圏中心市宣言」の公表
平成21年7月	3市1町及び関係機関の合意形成の場となる「都城広域定住自立圏構想協議会」の設置（協定締結までに2回開催）
平成21年9月	各市町の9月議会で定住自立圏形成協定締結に関する議案の議決
平成21年10月6日	「都城広域定住自立圏形成協定」 合同締結式 ※ 都城市役所で、都城市と三股町、都城市と曾於市、都城市と志布志市の3つの協定を締結
平成21年10月	圏域共生ビジョン懇談会の設置
平成22年3月3日	「都城広域定住自立圏共生ビジョン」の策定・公表（策定までに協議会3回、共生ビジョン懇談会3回）
平成22年4月～	定住自立圏共生ビジョンに記載した事業の実施

5 「定住自立圏の形成に関する協定」における取組の内容

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療（広域救急医療体制の整備・充実）

① 医療資源の高度化

救急医療拠点施設の強化充実、医療従事者の確保、医療の情報化推進により、圏域における医療資源の高度化を図ります。

② 医療連携の充実

救急医療拠点施設を始めとする医療機関や消防機関の連携体制を強化し、多様化・高度化した救急医療ニーズに対応します。

③ 災害時の対応

災害派遣チームの編成や感染症への対応など、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、災害に備えた相互応援協定等について検討します。

④ 圏域における搬送体制の構築

救急搬送体制を強化するとともに、消防相互の連携を強化し、広域的災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築します。

(2) 産業振興

都城市の雇用創出ゾーン整備により、圏域の産業振興や雇用創出を図るとともに、圏域の市町が連携して企業誘致活動等の取組を行います。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

シンポジウムの開催等により開通促進への圏域住民の機運を醸成するとともに、地域高規格道路へのアクセス性を高める市（町）道等を整備します。

(2) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

圏域共通の歴史や自然を生かした観光・交流、広域的なスポーツ観光等の推進を図ります。

(3) 定住促進

雇用創出ゾーンの整備により誘導された定住ニーズに対応する居住エリアの整備による圏域への定住化を促進します。

3 圏域マネジメント能力の強化

(1) 圏域行政マネジメント能力の強化

行政内部の人材を育成し、圏域内で職員の人事交流を図ります。

(2) 圏域協働マネジメント能力の強化

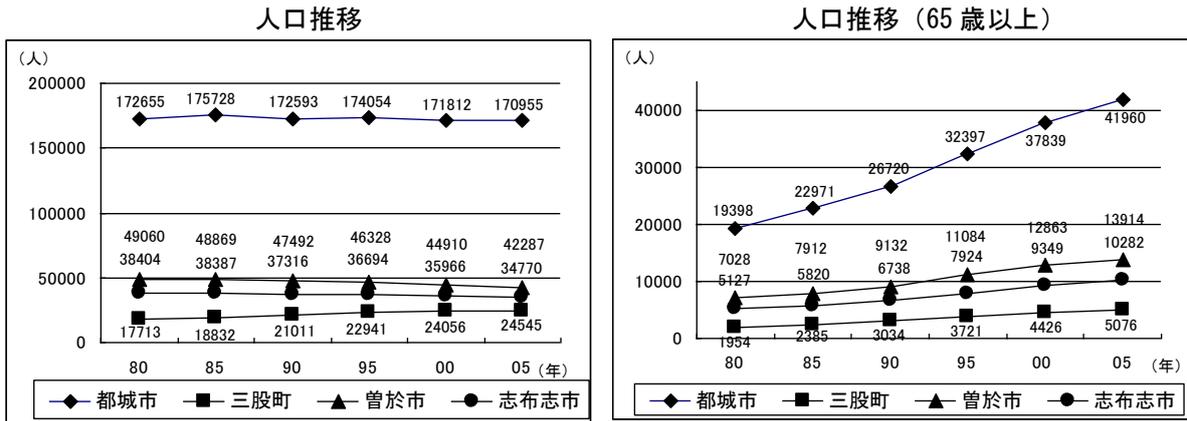
圏域内のNPO等の地域活動団体の設立と運営を支援する体制を整備するとともに、地域活動団体の連携推進を図ります。

(3) 圏域民活マネジメント能力の強化

地域力向上の取組、地域力向上に取り組んでいる個人や団体等の民間人材（地域コーディネーター等）の育成と支援を図ります。

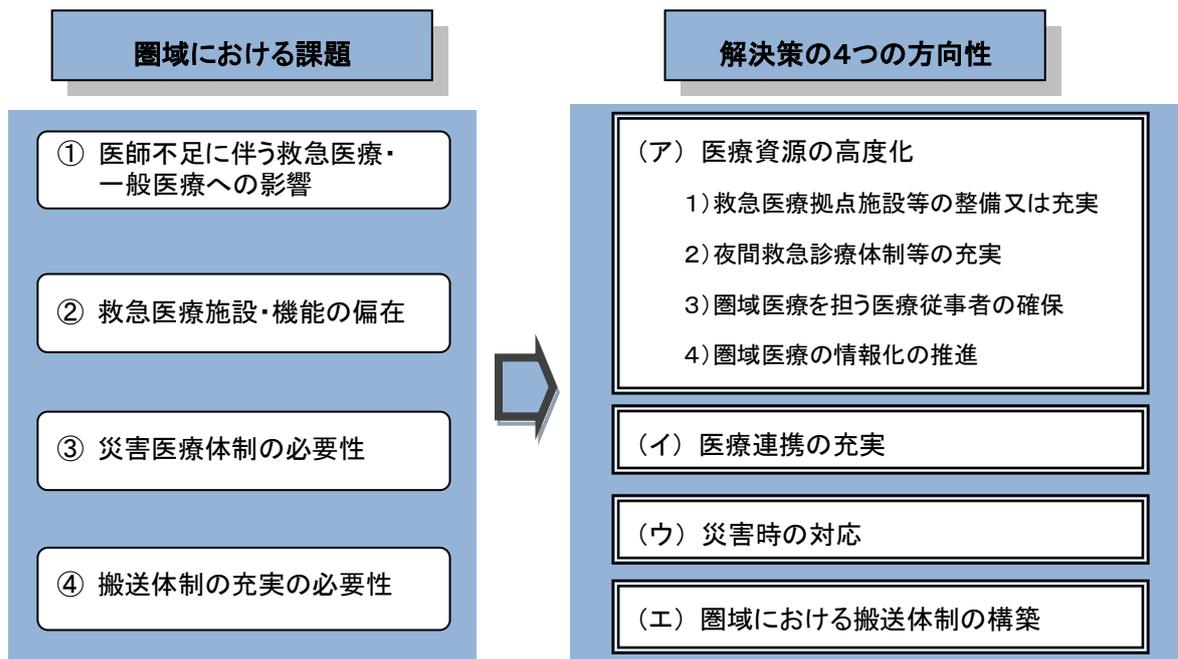
6 圏域の人口推移と定住自立圏構想の取組について

3市1町の人口推移をみると、三股町が増加している以外は、総じて人口減少基調にあります。65歳以上の高齢者は、3市1町とも大幅に増加しており、高齢化が進行しています。人口の流出を食い止めるとともに、現在の右肩上がりの成長を前提としたシステムを見直して、人口減少・少子高齢化の社会においても、安心して暮らせる地域を形成するために定住自立圏構想を進めていく必要があります。



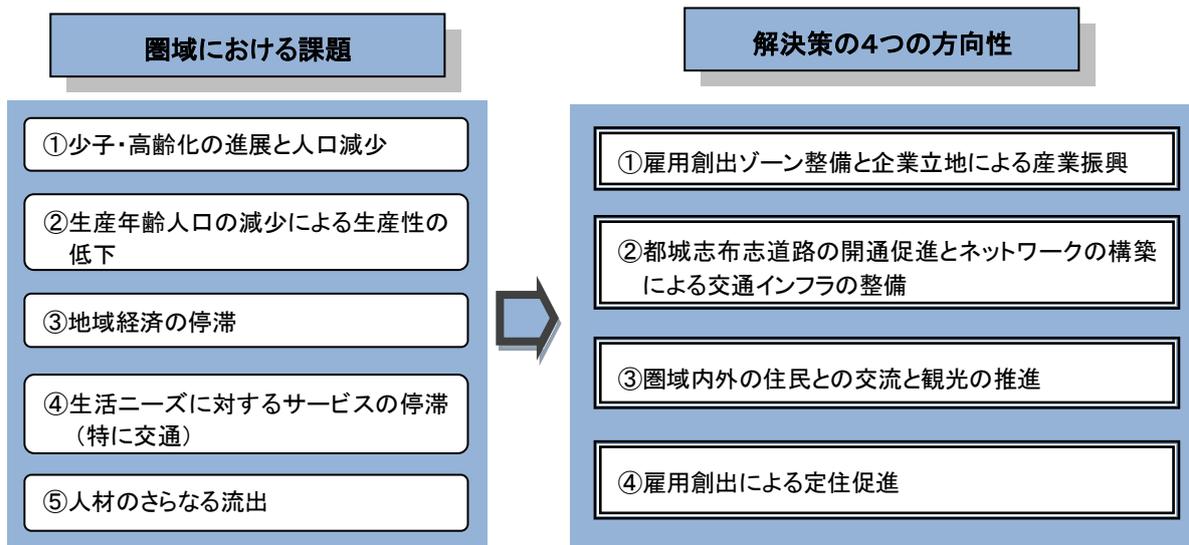
7 「生活機能の強化に係る政策分野（医療）」の課題と解決のための方向性

圏域では、人口全体は減少しますが、75歳以上の人口構成比が年々高くなるため、入院患者数は都城北諸県医療圏では平成42年度まで増加し、曾於保健医療圏では、平成17年度から27年度にかけて増加しますが、その後は減少すると推測されます。3市1町の取組の状況や医療機関へのアンケートの結果を踏まえ、医療分野に係る圏域の課題と解決の方向性を次のとおり整理しました。



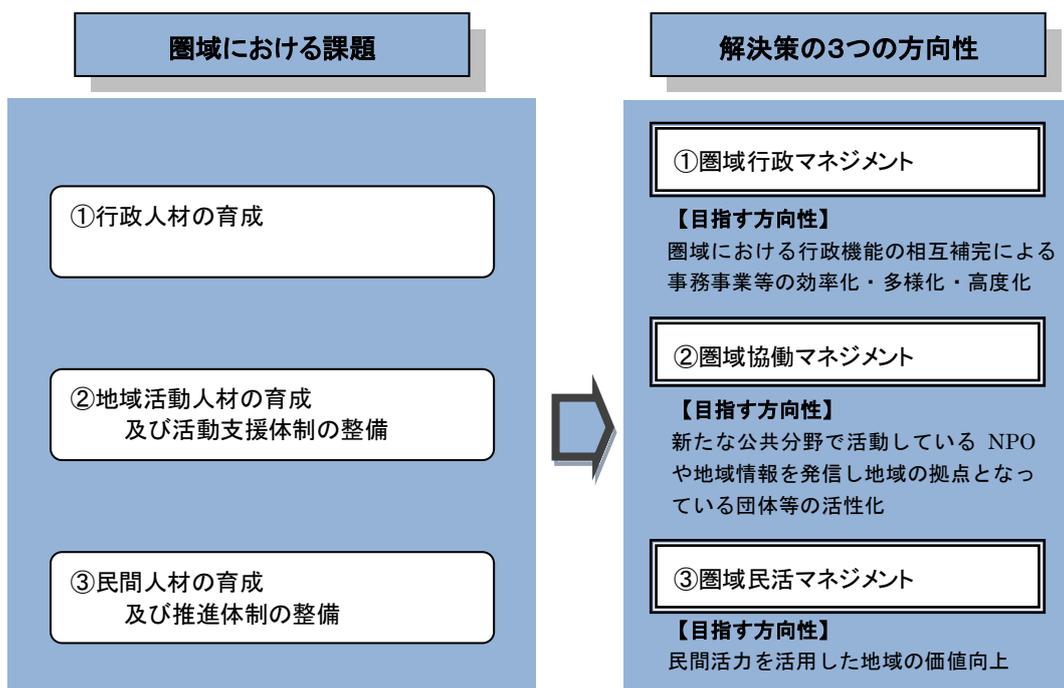
8 「結びつきとネットワークの強化に係る政策分野（含む産業振興）」の課題と解決の方向性

圏域を縦断する交通アクセスの整備が進んでおらず、幹線道路では交通混雑が深刻化するとともに、台風等の大雨による冠水で通行止めとなるなど災害に弱い一面を持ち、圏域の発展や都市機能の共有を妨げる要因となっています。3市1町の取組の状況を踏まえ、圏域の課題と解決の方向性を次のとおり整理しました。



9 「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」の課題と解決の方向性

3市1町でそれぞれ、行政人材の育成やNPO等の地域活動団体に対する支援を行っていますが、今後は市町の行政区域を越えた連携による相互補完と民間活力の活用を進めることとし、圏域の課題と解決の方向性を次のとおり整理しました。



10 都城広域定住自立圏の将来像

ー 集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏 ー

【将来像】

歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域的かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指します。



【将来像実現のための施策の実施】

事業実施（実施すべき事業は、第6章に記載）

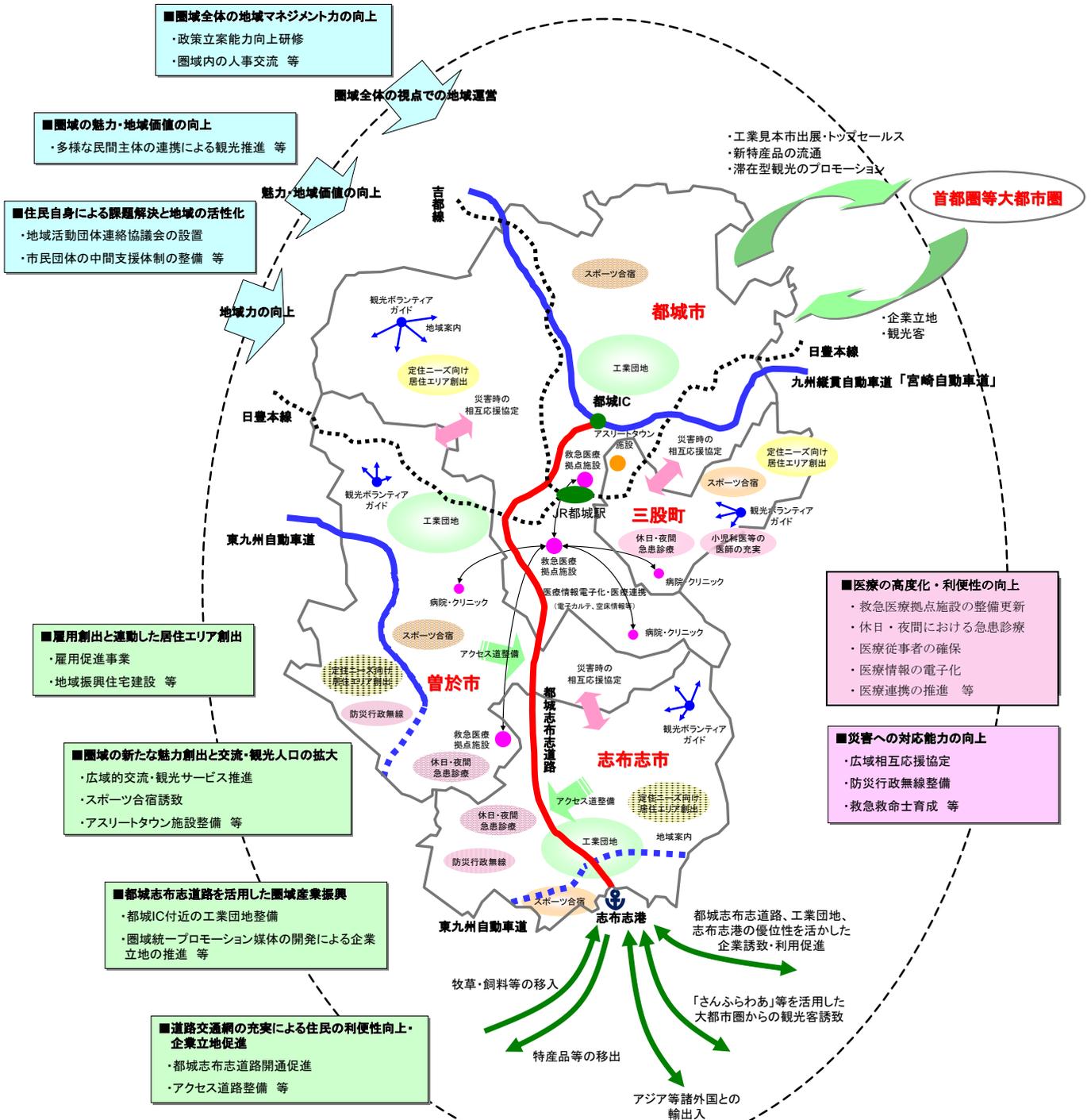
毎年度の事業の見直し



【事業実施により形成される圏域のイメージ】

ここでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政とNPOや民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開されていく。

【図表 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】

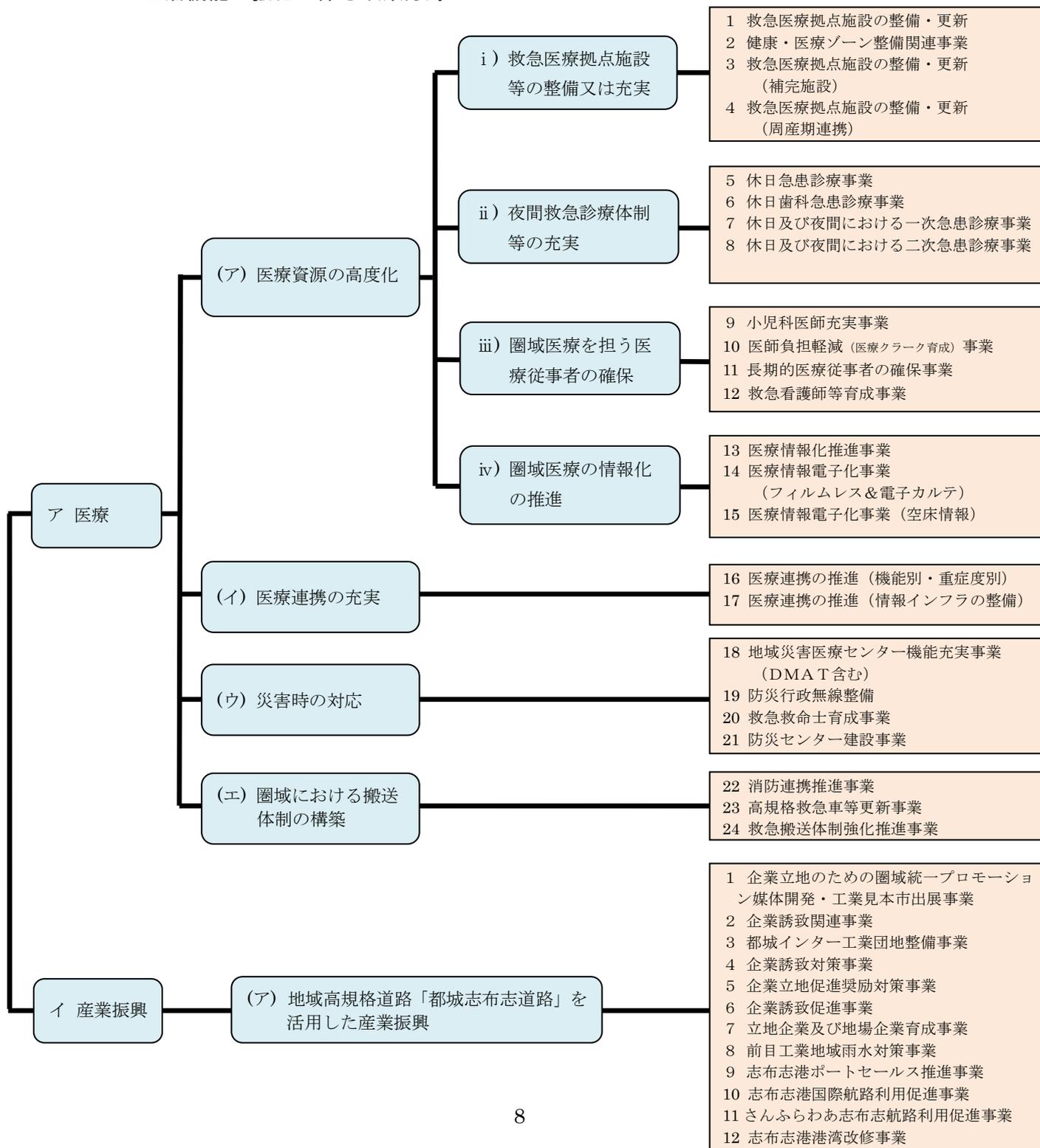


11 政策分野別の事業計画

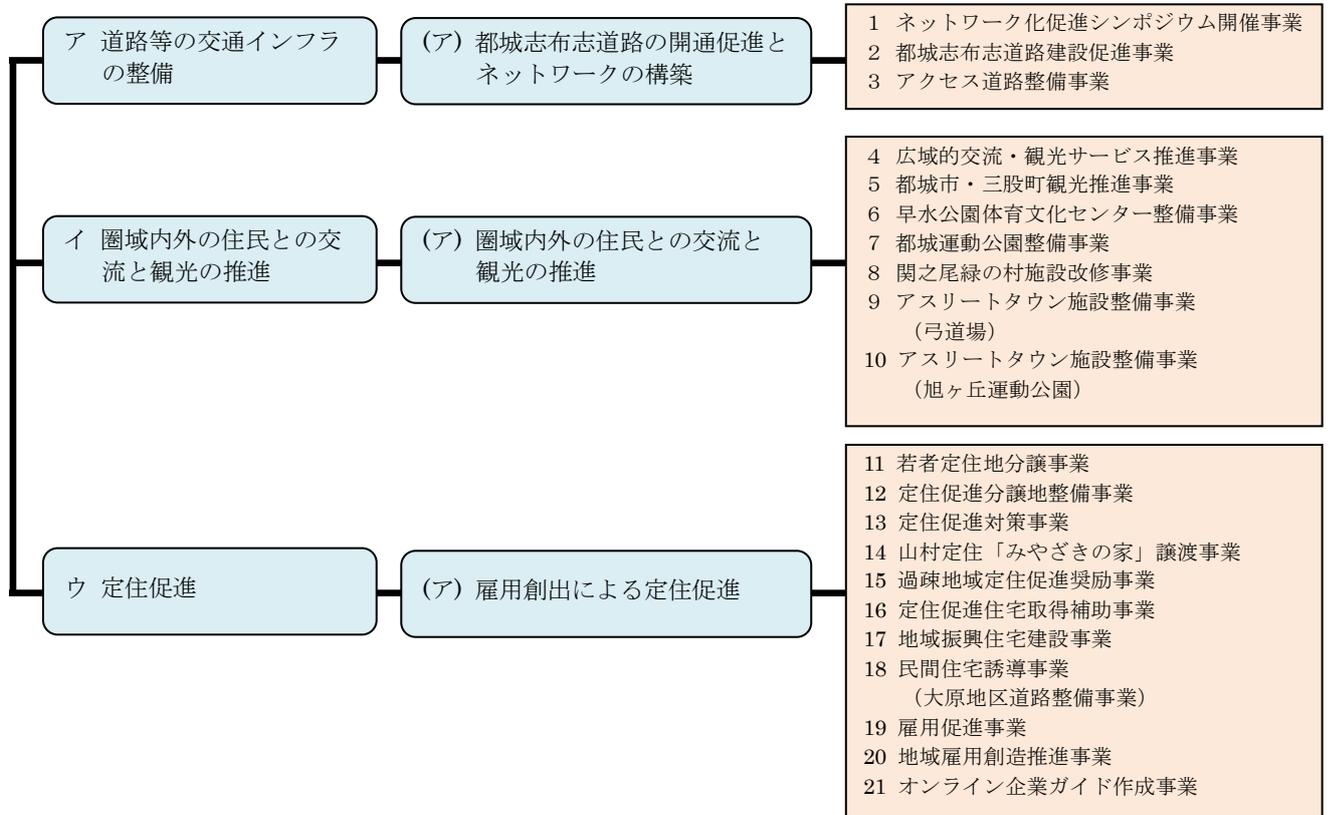
11-1 都城広域定住自立圏共生ビジョンの体系

都城広域定住自立圏共生ビジョンでは、3つの政策分野について以下のような体系の下で推進する。

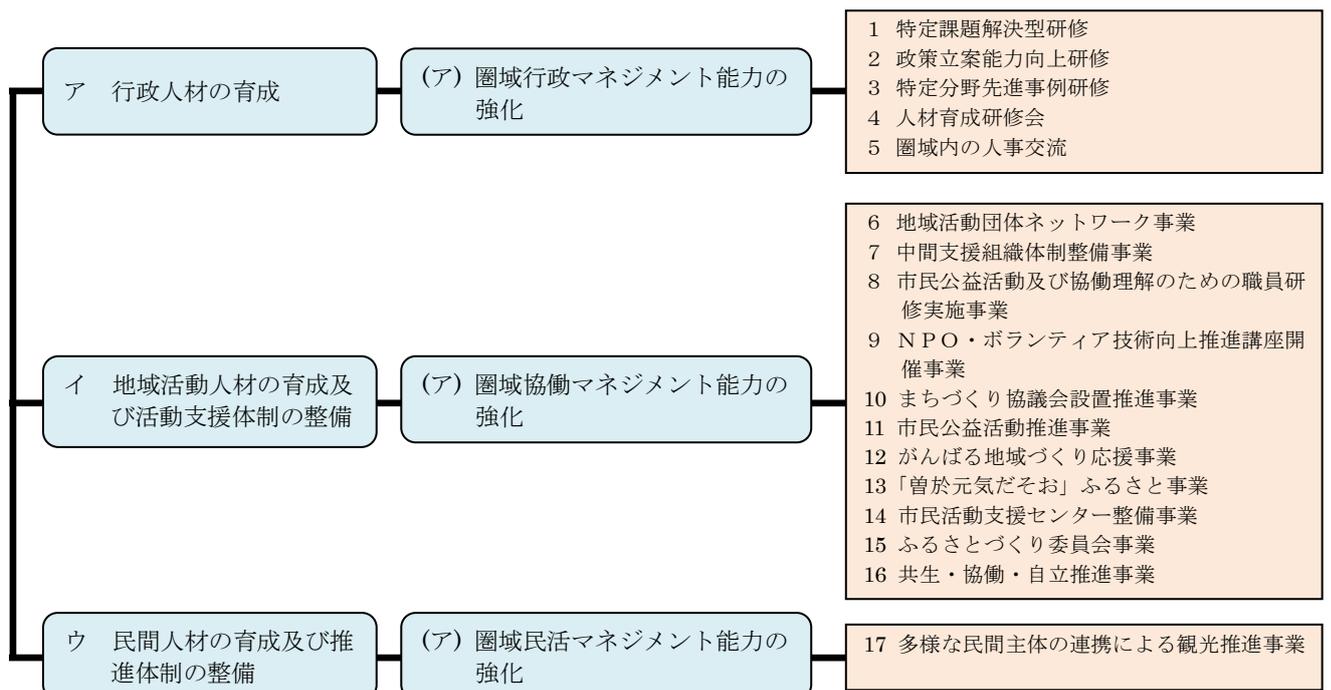
1. 生活機能の強化に係る政策分野



2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野



3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野



11-2 生活機能の強化に係る政策分野の事業計画

ア 医療

(ア) 医療資源の高度化 (i 救急医療拠点施設等の整備又は充実)

○取組の内容

圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	救急医療拠点施設の整備・更新	圏域の救急医療拠点施設である都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターについて、圏域の救急医療の拠点としてふさわしい整備を行う。	都城市 三股町 都城市北諸県郡医師会
2	健康・医療ゾーン整備関連事業	健康・医療ゾーンの基本構想・基本計画の策定委託料等	都城市
3	救急医療拠点施設の整備・更新 (補充施設)	補充施設(曾於郡医師会立病院)の整備充実のために、医療資源の情報化を進めるとともに、医療機器・施設の整備を行う。	曾於郡医師会
4	救急医療拠点施設の整備・更新 (周産期連携)	周産期医療の中核を担う病院として情報化の推進を図るとともに、周産期医療の機能強化により、さらなる医療レベルの向上を図る。	国立病院機構都城病院
事業効果			
<p>圏域の救急医療拠点施設(都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンター)の整備更新により、施設の高度化と高度医療機器の共同利用等の推進が図られ、圏域の医療水準が向上するとともに、医師にとっても魅力ある施設となることで、医師確保がより円滑に行われる。</p> <p>また、曾於郡医師会立病院や都城病院の整備により圏域の救急医療の拠点施設の一体的な高度化も図られ、連携機能の強化も図られる。</p>			

(ア) 医療資源の高度化 (ii 夜間救急診療体制等の充実)

○取組の内容

夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
5	休日急患診療事業	休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。	都城市
6	休日歯科急患診療事業	休日歯科急患診療事業を都城市北諸県郡歯科医師会に委託して実施する。	都城市
7	休日及び夜間における一次急患診療事業	都城救急医療センターにおける休日及び夜間の一次急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施する。	都城市
8	休日及び夜間における二次急患診療事業	休日及び夜間における二次急患診療事業を実施するため、都城市北諸県郡医師会に病院群輪番制補助金を交付。	都城市
事業効果			
<p>複合的な救急診療事業により圏域における24時間365日切れ目のない救急医療体制を維持することで、圏域の住民が安心して暮らしていくための医療サービスを提供することができる。</p>			

(ア) 医療資源の高度化 (iii 圏域医療を担う医療従事者の確保)

○取組の内容

関係機関と連携して、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
9	小児科医師充実事業	圏域において不足する小児科部門を充実させ、より高度の小児医療の提供ができる体制を、救急医療拠点施設の整備に併せ整える。	都城市北諸県郡医師会
10	医師負担軽減（医療クラーク育成）事業	都城市郡医師会病院に3名の医療クラークを育成することにより、医師の負担を軽減する。	都城市北諸県郡医師会
11	長期的医療従事者の確保事業	中高生等に対する職業（医師、看護師等）としての医療を体験してもらい、その素晴らしさを伝え、長期的な視点からの医療従事者の確保を図る。	都城市北諸県郡医師会
12	救急看護師等育成事業	災害支援看護師を育成するため、都城・北諸地区の災害看護推進委員会を中心とした災害時の適切な看護のための研修等を実施し、災害看護師教育備品等の整備も併せて行う。2年目以降はより広域的な研修活動に移行する。	都城市北諸県郡医師会
事業効果			
<p>小児科医師の確保による小児医療の充実に、宮崎・鹿児島両県の医療計画の求める小児救急医療提供体制が構築できる。また、医療クラークの導入による医師の負担の軽減で医師の定着を図り、災害支援看護師の育成により圏域の救急医療のレベルアップを図ることで、圏域の医療機能確保に必要な医療従事者の確保が図られる。</p>			

(ア) 医療資源の高度化 (iv 圏域医療の情報化の推進)

○取組の内容

関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
13	医療情報化推進事業	救急医療拠点施設における電子カルテ等の医療情報化を効率的に推進するための検討を行う。	都城市北諸県郡医師会
14	医療情報電子化事業（フィルムレス&電子カルテ）	フィルムレス化による読影環境の高度化と電子カルテの導入による圏域病院やクリニックとの連携強化を図る。	都城市北諸県郡医師会
15	医療情報電子化事業（空床情報）	夜間における空床・医師の情報の共有化システムの構築により、夜間救急時の受入体制の効率化を図る。	都城市北諸県郡医師会
事業効果			
<p>救急医療拠点施設の医療情報化推進により圏域における医療の高度化と効率化が図られるとともに、医療ネットワークの構築が可能となる。また、夜間における空きベッドや医師等の情報を電子化することにより、効率的な搬送と迅速な医療行為の実施が可能となり、救急搬送における救命率の向上が図られる。</p>			

(イ) 医療連携の充実

○取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化します。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
16	医療連携の推進 (機能別・重症度別)	都城市北諸県郡医師会及び国立病院機構都城病院を中心として曾於郡医師会・歯科医師会・看護師会・薬剤師会等を含んだ検討組織を立ち上げ、医療連携の推進を図る。また、災害時における広域相互応援協定についても検討を行う。	都城市北諸県郡医師会
17	医療連携の推進 (情報インフラの整備)	地域間の情報格差是正及び高度情報化に対応するため、市内全域に光ファイバー回線による情報通信基盤の整備を行う。	志布志市
事業効果			
圏域における医療ネットワークの構築に必要な情報通信基盤の整備を行うとともに、関係機関による医療連携の検討テーブルを設置することにより、幅広い医療連携が可能となり、多様化・高度化する広域の救急医療ニーズに対応することができる。			

(ウ) 災害時の対応

○取組の内容

関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築します。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
18	地域災害医療センター機能充実事業（DMAT含む）	DMATの再編や感染症も含めた対応など地域災害医療センターにふさわしい機能の充実を図る。	都城市北諸県郡医師会
19	防災行政無線整備	防災行政無線のデジタル化等により、情報伝達体制の高度化を図り、災害時に対応できる体制を構築する。	三股町 曾於市 志布志市
20	救急救命士育成事業	年次計画的に救急救命士を育成し、災害時・救急時に対応できる高度な救命体制を構築する。	都城市 大隅曾於地区消防組合
21	防災センター建設事業	災害等対策の中核施設として消防署や自主防災組織の訓練等の機能を持つ防災センターを建設する。	曾於市 志布志市
事業効果			
地域災害医療センターの機能充実により、災害時のより高度でスムーズな対応が可能になるとともに、年次計画的な救急救命士の育成により高度な知識・技術にもとづいた救命措置による救命率の向上が期待できる。また、防災行政無線整備と防災センター建設により、圏域の災害への対応能力の向上が図られる。			

(エ) 圏域における搬送体制の構築

○取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築します。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
22	消防連携推進事業	他の広域相互応援協定と連携を図りつつ、県境を越えた搬送協力体制について検討し、相互の搬送に関する応援協定を締結し、より広域の搬送体制を構築する。	全市町 大隅曾於地区消防組合
23	高規格救急車等更新事業	より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に更新する。	都城市 大隅曾於地区消防組合
24	救急搬送体制強化推進事業	患者等搬送事業による患者搬送の推進と適正な救急車の利用についての啓発を行う。	都城市
事業効果			
高規格救急車の整備に加え、消防連携の推進による県境を越えたより広域的な搬送体制の構築と患者等搬送事業（民間救急タクシーの利用促進等）による緊急時の救急車確保で、圏域の救急搬送体制が効率化、高度化されることにより、救命率の向上が図られる。			

イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」を活用した産業振興

○取組の内容

都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	企業立地のための圏域統一プロモーション媒体開発・工業見本市出展事業	圏域全体の統一的なパンフレットやDVD等のプロモーション媒体を開発するとともに、大都市圏での工業見本市などへの出展等を行う。	都城市
2	企業誘致関連事業	関西及び福岡方面等で企業家を招き、企業誘致セミナーを行い、企業誘致に結びつけ、安定的な雇用機会の拡大を図る。	志布志市
3	都城インター工業団地整備事業	都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備する。	都城市 都城市土地開発公社
4	企業誘致対策事業	企業と迅速に立地交渉を進めるためのトップセールスを行う。また、既に立地した大型コールセンターに対しては、オペレーター養成を支援する。	都城市
5	企業立地促進奨励対策事業	企業立地を推進し、圏域の産業振興を図るために、税制上の優遇や助成等を実施する。	全市町
6	企業誘致促進事業	企業誘致アドバイザー、県企業誘致コーディネーター及び宮崎県企業立地推進局からの情報入手を積極的に行い、企業誘致を促進する。	都城市
7	立地企業及び地場企業育成事業	立地企業及び地場企業を対象に、志布志港活用の推進及び地域産業の振興をテーマとしたセミナーを開催する。	都城市
8	前目工業地域雨水対策事業	都城志布志道路を活かした前目地区工業地域内の企業立地を図るための雨水対策事業を行う。	三股町
9	志布志港ポートセールス推進事業	「志布志港ポートセミナー」の開催や荷主・船会社訪問活動等の実施による、志布志港の航路及び貨物の維持・拡充を図る「志布志港ポートセールス推進協議会」及び「志布志港湾振興協議会」の負担金。	志布志市
10	志布志港国際航路利用促進事業	「蘇州號」モニターツアー、食品輸出コンテナ助成金の交付や荷主等訪問活動により、航路の維持発展を図る「志布志港国際航路利用促進協議会」の負担金。	志布志市
11	さんふらわあ志布志航路利用促進事業	各種利用促進助成金の交付、船舶給水料助成等により、「さんふらわあ」の利用促進を図る「さんふらわあ志布志航路利用促進協議会」への補助金及び「鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会」の負担金。	志布志市
12	志布志港湾改修事業	志布志港の施設整備を行い、利便性を向上し、志布志港の利用促進を図るための港湾施設の整備改修に係る負担金。	志布志市
事業効果			
<p>圏域が連携してプロモーション活動を行うことにより、より魅力的な地域としてのPRが可能となり、圏域内への企業立地の促進が図られるとともに、志布志港の活用により、海外を視野に入れたよりグローバルな取組も可能となる。</p> <p>また、都城IC付近の雇用創出ゾーン整備、志布志港のポートセールスや施設整備等により、企業誘致及び志布志港の活用推進とそれに伴う雇用創出、物流の活性化による産業振興が図られる。</p>			

11-3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業計画

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

○取組の内容

圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施します。

雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	ネットワーク化促進シンポジウム開催事業	都城志布志道路の建設促進大会を圏域住民も対象としたシンポジウム形式で開催する。	都城市
2	都城志布志道路建設促進事業	都城志布志道路の建設促進の機運醸成を図るため看板設置や懸垂幕の掲示を行う。	都城市
3	アクセス道路整備事業	都城志布志道路の有効活用を図るために、アクセス性向上に資する市(町)道を整備する。	全市町
事業効果			
<p>圏域を縦断する大動脈となる都城志布志道路の整備により、物流交通の効率化、企業立地の促進、救急医療拠点施設への搬送時間短縮、中心市の都市機能活用、地域間交流の活性化、「30分通勤エリア」の形成による定住の促進等が図られる。その必要性を啓発するためのシンポジウムの開催等により圏域住民の早期完成に向けた機運が醸成されることで早期完成に向けた活動が促進されるとともに、アクセス道路の整備によりその有効活用と道路網のネットワーク化が図られる。</p>			

イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

○取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
4	広域的交流・観光サービス推進事業	志布志港も含めた圏域の資源を活用した観光のネットワーク化、スポーツ観光や体験型観光の促進、受入れ態勢の整備を行う。また、共通パンフレット等を作成し、プロモーション活動を実施する。	都城市
5	都城市・三股町観光推進事業	都城市及び三股町の歴史や文化、豊かな自然等の地域資源を活用して、通過型観光から滞在型観光への転換を図るための観光商品等を開発する。	都城市 三股町
6	早水公園体育文化センター整備事業	圏域の拠点の屋内体育施設である早水公園体育文化センターの耐震補強工事を行い、利用者の安全性向上とスポーツ観光における利用促進を図る。	都城市
7	都城運動公園整備事業	圏域で唯一の公認陸上競技場である都城運動公園の陸上競技場を、第4種陸上競技場としての公認継続に必要な整備を行うことにより、各種大会等の安定的な開催が可能となり、利用促進を図ることが出来る。	都城市
8	関之尾緑の村施設改修事業	圏域の観光拠点であり、「霧島ジオパーク構想」においても貴重な地質遺産とされている「関之尾の滝と甌穴群」を有する関之尾緑の村の施設整備を行う。	都城市
9	アスリートタウン施設整備事業(弓道場)	弓道競技者の交流と競技力の向上を図るとともに、大会等を誘致するため弓道場を整備する。	三股町
10	アスリートタウン施設整備事業(旭ヶ丘運動公園)	圏域内外の陸上競技者等の参加によるジョギング大会やその他屋外イベント等の開催、スポーツ選手のキャンプや合宿の誘致のために、旭ヶ丘運動公園内の陸上競技場を整備するとともに、野球場の内・外野フェンスを衝撃吸収フェンスに改良する。	三股町
事業効果			
<p>圏域の観光資源のネットワーク化を図ることで、より魅力的な観光メニューの開発やプロモーション活動が可能となり、観光需要の掘り起こしによる観光客の増加や圏域内外の住民との交流促進を図ることができる。また、固有の地域資源を活用した体験型観光やスポーツ観光等を推進することにより、多様な観光ニーズへの対応も可能となることで、圏域の振興が図られる。</p>			

ウ 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

○取組の内容

都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図ります。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
11	若者定住地分譲事業	山村地域における若年層の域外流出を抑制し、Uターン者等の定住ニーズに対応するため、3地区15区画の宅地を分譲する。	都城市
12	定住促進分譲地整備事業	若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。	曾於市
13	定住促進対策事業	若年層の流出の抑制、雇用創出による定住ニーズに対応するための宅地分譲。	志布志市
14	山村定住「みやざきの家」譲渡事業	山村地域における定住を促進し、もって国土の保全と地域の活性化に資するために建設し、住民に賃貸する山村定住「みやざきの家」に一定期間居住し、定住の意思がある住民にこれを譲渡する。	都城市
15	過疎地域定住促進奨励事業	町内の人口減少地区を対象に、転入転居、住宅取得に対して奨励金を支給し、定住を図る。	三股町
16	定住促進住宅取得補助事業	曾於市への転入者の住宅取得に対して助成金を支給する。	曾於市
17	地域振興住宅建設事業	地域の要望等を踏まえて、新規転入者、若者世帯が居住できるよう、新たな宅地、賃貸住宅を提供し地域の活性化を推進する。	曾於市
18	民間住宅誘導事業(大原地区道路整備事業)	雇用創出による定住ニーズに対応する生活環境を高めるための道路整備を実施する。	三股町
19	雇用促進事業	雇用の促進のため、関係機関との連携を図りつつ、人材を求める圏域内企業と求職者、新規学卒者を支援するため、就職説明会を開催する。	都城市
20	地域雇用創造推進事業	都城市・三股町における雇用機会の創出を図る「地域雇用創造推進事業」として、①雇用拡大メニュー、②人材育成メニュー、③就職促進メニューを実施する。	都城市
21	オンライン企業ガイド作成事業	雇用促進のための情報源となるインターネットでの「オンライン企業ガイド」の整備を行う。また、求職者と求人企業とが直接やりとりできる「就職マッチングシステム」の活用推進を図る。	都城市
事業効果			
<p>雇用創出により圏域内への定住促進が図られるとともに、きめ細かい定住事業の実施により、雇用創出や都城志布志道路の開通による「30分通勤エリア」の形成等で生じる新たな定住ニーズへの対応も可能となり、圏域への人の流れが創出される。</p>			

11-4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

○取組の内容

圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討します。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
1	特定課題解決型研修	圏域全体に共通する行政課題を掘り起こし、グループワーク等を通じて解決策を見いだす。	都城市
2	政策立案能力向上研修	圏域の住民が安心して暮らせるような政策を立案する能力を養うとともに、圏域を牽引する人材の育成研修を行う。	都城市
3	特定分野先進事例研修	各種政策の先進事例を調査・研究するとともに、最新情報の収集に努め、圏域にとって有益な事業導入について検討・提唱する。	都城市
4	人材育成研修会	講師を招聘して地域づくりの先進的事例やノウハウを学び、圏域の人材育成、資質の向上を図る。	都城市
5	圏域内の人事交流	圏域における行政機能の相互補完及び人材育成を目的として人事交流を行う。	全市町
事業効果			
<p>構成市町における横断的な職員研修や人事交流を実施することで、圏域市町の連携が強化される。また、研修を活用した圏域共通の行政課題の解決等を通じて、圏域全体に視点を置いた住民の役に立つ人材、めまぐるしく変化する時代に対応できる人材の育成を図ることができる。</p>			

2. 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

○取組の内容

圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行います。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
6	地域活動団体ネットワーク事業	圏域の市民等で構成する「地域活動団体連絡会議」を設置し、中間支援組織の役割、機能、体制に関する協議のほか、圏域内での地域活動団体のネットワーク構築を図る。	都城市
7	中間支援組織体制整備事業	NPOの様々な問題、NPO法人の設立等の専門知識を持つ人材を育成し、相談体制の充実を図る。	都城市
8	市民公益活動及び協働理解のための職員研修実施事業	行政職員が市民やNPOとの「協働」についての知識、理解を深める研修を継続して行い、行政側の人材育成に努める。	都城市
9	NPO・ボランティア技術向上推進講座開催事業	NPO法人やその他の市民団体向けの講座を実施し、より活動が円滑になるよう支援する。	都城市
10	まちづくり協議会設置推進事業	地域力向上と住民自治の強化を図るために、中学校区を単位としてまちづくり協議会を設置する。	都城市
11	市民公益活動推進事業	市民の公益活動を活性化し、市民公益活動団体を育成することにより協働のまちづくりを推進する。 公募した事業案を審査し、3ヵ年を上限に事業支援	都城市
12	がんばる地域づくり応援事業	各種団体自らが活動する中で、地域との繋がりを強めようと活動している、または活動を始めようとしている団体へ、地域づくりのきっかけづくりとして助成を行う。	三股町
13	「曾於元気だそお」ふるさと事業	明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進するために、地域活性化に関する事業を実施する公民館に助成を行う。	曾於市
14	市民活動支援センター整備事業	共生・協働・自立のまちづくりを推進するために、地域づくり団体やNPOなどの市民団体へ活動拠点の提供を行う。	志布志市
15	ふるさとづくり委員会事業	住民自らが地域の課題や特性を話し合い提案した住み良い地域づくりに向けた活動への助成事業。	志布志市
16	共生・協働・自立推進事業	地域づくり団体やNPOが実施する地域活性化のための事業に対する補助を行う。	志布志市
事業効果			
<p>中間支援体制の構築により、地域活動団体の組織体制確立、活動領域の拡大、住民自身による地域の課題解決を促進し、地域活動団体のネットワーク化や住民が自ら実施する事業への助成等によるさらなる協働の推進により、地域の活性化、魅力向上が図られる。</p>			

3. 民間人材の育成及び推進体制の整備

ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

○取組の内容

民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進します。

事業NO	事業名	事業概要	実施主体
17	多様な民間主体の連携による観光推進事業	企業や地域活動団体等が実施する新しい観光メニューの開発、地元住民による観光ボランティアガイドの育成等の活動への助成。	都城市
事業効果			
観光ボランティア等の人材育成や新たな地域資源の活用等を行うことにより、民間分野における地域活動団体や企業等の多様な事業主体間の連携推進、地域活動の活性化を促進することで、圏域の魅力と地域価値の向上が図られる。			

